

佐賀県建設業者施行能力等級評定要領（県外建設業者）

（趣 旨）

第1条 この要領は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査に関する規則（昭和28年6月1日佐賀県規則第21号）第2条第1項及び第2項の規定による建設業者の入札参加資格の審査を受けようとする者のうち県外に主たる営業所を有する者の決定（以下「資格決定」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（資格決定）

第2条 資格決定は、建設工事の種類ごとに、次に掲げる等級に区分して行う。ただし、その他の工事については、等級に区分せず資格決定を行う。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 土木一式工事 | 4等級（特A級、A級、B級、C級） |
| (2) 建築一式工事 | 3等級（A級、B級、C級） |
| (3) とび・土工・コンクリート工事 | 3等級（A級、B級、C級） |
| (4) 電気工事 | 3等級（A級、B級、C級） |
| (5) 管工事 | 3等級（A級、B級、C級） |
| (6) 鋼構造物工事 | 3等級（A級、B級、C級） |
| (7) 舗装工事 | 2等級（A級、B級） |
| (8) 塗装工事 | 3等級（A級、B級、C級） |
| (9) 機械器具設置工事 | 2等級（A級、B級） |
| (10) 電気通信工事 | 2等級（A級、B級） |
| (11) 造園工事 | 3等級（A級、B級、C級） |
| (12) その他工事 | 等級に区分しない。 |

（資格決定の方法）

第3条 知事は、経営事項評価点数が前条各号に規定する建設工事の種類ごとに別表第1に定める等級ごとの基準点数以上となる者を最も上位となる等級に決定する。

ただし、等級に区分して資格決定を行う建設工事の種類の下位等級については、別表第1に定める基準点数以上となる者を資格決定する。

また、等級に区分せず資格決定を行う建設工事の種類については、別表第1に定める基準点数以上となる者を資格決定する。

2 別表第2に定める建設工事の種類について、各等級の技術者要件を満たしていない者については、前項の規定にかかわらず、別表第1により資格決定されるべき等級の直近下位の等級とする。

3 資格決定の直前に受けた経営事項審査（以下「直前審査」という。なお、審査基準日は入札参加資格の適用を受ける日の属する年の前々年の9月1日から前年の8月31日までの期間内とする。）の完成工事高を有しないときの資格決定は、行わないものとする。

（経営事項評価点数）

第4条 前条第1項の経営事項評価点数は、直前審査の総合評定値に0.5を乗じた点数と、直前審査の直前に受けた経営事項審査（審査基準日は入札参加資格の適用を受ける日の属する年の前々年の9月1日から前々年の8月31日までの期間内とする。）の

総合評定値に0.5を乗じた点数を合計した点数とする。

ただし、直前審査の直前の経営事項審査を受けていない者については、直前審査の総合評定値を経営事項評価点数とする。

(名簿登載等)

第5条 第2条の規定により資格決定を行った場合には、建設業者施行能力等級表に当該資格決定に係る等級、総合点数及びその他必要な事項を登載するとともに、これらの事項を当該資格決定を受けた者に通知する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については知事が定める。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行し、平成17・18年度以降の資格決定から適用する。
- 2 この要領の経営事項評価点数について、平成16年3月1日以降の経営事項審査において総合評定値と読み替えることとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成18年6月1日から施行し、平成19・20年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成21年3月19日から施行し、平成21・22年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成23年3月18日から施行し、平成23・24年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成25年3月21日から施行し、平成25・26年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成27年3月20日から施行し、平成27・28年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成29年3月23日から施行し、平成29・30年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成31年3月18日から施行し、平成31・32年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、令和3年3月16日から施行し、令和3・4年度以降の資格決定から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、令和5年3月16日から施行し、令和5・6年度以降の資格決定から適用する。

別表第1 基準点数（第3条関係）

建設工事の種類	特A級	A級	B級	C級
土木一式工事	1,175点	1,086点	934点	760点
建築一式工事	—	1,066点	919点	730点
とび・土工・ コンクリート工事	—	967点	930点	740点
電気工事	—	1,045点	905点	710点
管工事	—	1,003点	879点	780点
鋼構造物工事	—	825点	680点	620点
舗装工事	—	1,086点	930点	—
塗装工事	—	858点	769点	600点
機械器具設置工事	—	855点	650点	—
電気通信工事	—	793点	680点	—
造園工事	—	926点	820点	710点
その他の工事	600点			

別表第2 技術者要件（第3条関係）

建設工事の種類	等級の要件
土木一式工事	第4条に規定する直前に受けた経営事項審査において ・特A級については、一級国家資格者が8人以上いること。 ・A級については、一級国家資格者が4人以上いること。
建築一式工事	第4条に規定する直前に受けた経営事項審査において ・A級については、一級国家資格者が2人以上いること。
その他の工事	第4条に規定する直前に受けた経営事項審査において ・舗装工事のA級については、一級国家資格者が4人以上いること。 ・とび・土工・コンクリート、電気、管、造園工事のA級については、一級国家資格者が2人以上いること